

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

医療法人三宅会
三宅会グッドライフケアプランセンター

三宅会グッドライフケアプランセンター重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

居宅介護支援担当者 _____

電話：０８４－９２０－１１１５

ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 事業所の概要

(1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	医療法人三宅会 三宅会グッドライフケアプランセンター
所在地	広島県福山市東町一丁目 3-8
介護保険事業所番号	3 4 7 1 5 0 0 1 2 8
サービス提供地域	福山市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制（令和 7 年 5 月 1 日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1 名		管理	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	3 名		介護支援	3 名

(3) 営業時間

平 日	休 業 日
9:00～18:00	土曜・日曜・祝祭日・12/31～1/3

※営業時間外でも 24 時間連絡体制を取っています。

3. 事業の目的

医療法人三宅会が開設する三宅会グッドライフケアプランセンター（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

4. 運営方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- (2) 事業の実践に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
また、市町、居宅サービス事業所、他の指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、

介護保険施設等との連携に努めるものとする。

5. サービス利用料金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。保険料の滞納により、保険給付金が、市から直接事業所に支払われない場合は、居宅介護支援料金を徴収します。償還払いとなり、サービス提供証明書を発行します。後日、市役所の窓口で全額払い戻しを受けられます。詳しくは担当者が説明いたします。

介護保険改正による料金の変更がある際は重要事項説明書【別表利用料金表】にて変更の説明をいたします。

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を超える地域に訪問・出張する場合には、その交通費の実費を請求する場合があります。

6. ケアプランの割合

- (1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を別紙のとおり行います。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	主任介護支援専門員 白岩 和恵
-------------	-----------------

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 苦情解決対策を整備しています。
- (5) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修、委員会を実施しています。

8. 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 職場におけるハラスメントの防止

- (1) 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行います。
- (2) 相談（苦情を含む）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者、利用者等に周知を行います。
- (3) 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントにあたっては、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、被害者への配慮の取り組み及び被害防止のための

取り組みの実施を行います。

(4) 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

- ① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

10. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」）を策定するとともに、BCPに従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を整備し、実施します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置について整備し、実施に努めます。

(1) 感染対策担当者の設置をします。

感染対策担当者	主任介護支援専門員 白岩 和恵
---------	-----------------

- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備をします。
- (3) 感染対策委員会をおおむね6月に1回以上、定期的に開催します。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練等を行います。

12. 秘密保持

- (1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

13. 相談窓口、苦情対応

- (1) 居宅介護支援または居宅サービス計画書に位置づけた、指定居宅サービス等に関するご相談・要望・苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

利用者相談窓口	三宅会グッドライフケアプランセンター		
	相談担当	白岩 和恵	
	電話番号：	084-920-1115	
	FAX番号：	084-944-3697	
	受付時間	9：00～18：00（月曜～金曜）	

- (2) 公的機関においても、次の期間において苦情申し出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	福山市 介護保険課 福山市東桜町3-5 ☎084-928-1166
広島県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 広島県中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783

14. 当法人の概要

法人の名称 医療法人三宅会
 代表者 理事長 三宅 潤一
 所在地 広島県福山市東町1丁目1番18号
 電話番号 084-923-0220
 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明し、受付けしました。

事業者
 所在地 広島県福山市東町1丁目3番8号
 名称 医療法人三宅会 三宅会グッドライフケアプランセンター

同 意 書

年 月 日

私は、本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【家族・代理人・成年後見人等】

住所 _____

氏名 _____

【重要事項説明者】

氏名 _____